



七月九日(日)真鶴会館(北九州市小倉北区)に於いて「第25回ボランティア学習会」が開催されました。参加者は三十八名でした。



午前十時から北九州市保健福祉局計画課の濱田孝洋係長にお

越しいいただき、「福祉有償運送について」と題して、次の四つのテーマでお話いただきました。

- 一、「ボランティア」とは
- 二、福祉有償運送について
- 三、北九州市における福祉有償運送の動き
- 四、今後の動き

その中で、「北九州市における福祉有償運送の動き」として、運営協議会の設置までの経緯と、その後の運輸支局から、各事業所に許可が下りるまでのご苦労されたことなどを、分かりやすく時にはユーモアを交えながら

別図① 改正による制度の変更等は下記のとおり

No.	項目	新	旧	備考
1	有償運送の根拠	運送法78、79条に明記	運送法80条ガイドライン	運送法に明文化された
2	事業認可方法	登録制(79条1項)	許可制(80条)	
3	申請方法	運送法79条及び国土交通省令	ガイドライン	

現在福祉有償運送は、許可制となつていますが、今年十月からは、登録制になるということで、説明がありました。(別図①) ボランティアの皆様には直接かかわってくる事でもありませんので、多くの質問が出ていました。



お話いただきました。今後「今後の動き」として道路運送法の改正による福祉有償運送の対応について話さ



また、午後一時からは、小倉北警察署交通課の秋吉克行係長から、「安全運転・道路交通法の改正について」お話がありました。

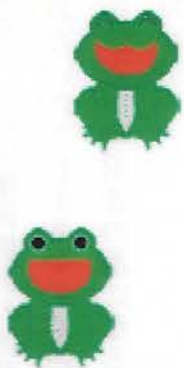
交通事故の特征的傾向について話され、その後、事故の事例を写したビデオを見ました。

その後、六月一日から変わった、違法駐車を取り締まりについて、次の五つの項目について説明がありました。

- 放置違反金制度
- 確認事務の民間委託
- 短時間駐車違反の取締り
- 車両の使用制限
- 車検拒否制度

参加者の皆様にとつて、大変興味がある課題でもあり、また警察の方とじかに話す機会が少ない事もあり、多くのボランティアさんから活発な質問が出ていました。

今回の学習会の感想文を募ったところ、多くのご意見をいただきました。その一部を裏面に掲載させていただきました。



福祉有償運送について

送迎時は、左記のようにステッカーとネームプレートをつけて送迎をしていただくようになります。



車の両側面に貼り付けます。(マグネットシートです)



患者さんに見えるように掲示します。

事務局より

暑中お見舞い 申し上げます

先日の学習会に於いて、ボランティアさんより、事務局と、より対話ができるように、もっと座談会などを行って欲しいとの声をいただきました。現在、計画を立てておりますので、後日お知らせいたします。貴重なご意見ありがとうございました。

不順な天候が続いておりますが、お身体には十分お気を付けてお過ごし下さい。



お盆休みのお知らせ



8月12日(土)より
 8月16日(水)まで
 お休みいたします

学習会感想文集

学習会の終了後、
多くの感想とご意見を頂きました。
紙面上の都合により一部ですがご紹介させていただきます。



竹内隆夫

小倉事業所

濱田係長の話はボランティアで活動するNPO法人の「さわやか」に対して理解を深くする事ができた。純粋なボランティアに対して研修を義務づけ、お金をとって受けさせなくても良いではないかと言う事。二種の免許を持っているのになぜ講習を受けないといけないのか、と、隣の人も言っていました。また、省令がでる前の八月上旬までにパブリックコメント（不十分な点の申し出）を募集しているの、問題を出して行く必要があると思った。今後の課題として学習会も大事だがボランティア同志の学習会を「さわやか」でやったらどうかという人もいた。今回の学習会は参加者の発言が、かつてなく多かつたように思います。

山下精一郎

八幡事業所

運営協議会の設置から、許可迄、長い道程を経て運営にこぎつけた訳ですが、問題はこれからです。国交省の出方次第でどういう変わりようになるのか心配です。違法駐車取締りが強化され、一応の成果を挙げている様ですが運送業者の方達の苦勞も見えてきます。飲酒・違法駐車をなくし、交通事故をなくすことは、いかに難しいかと思えます。我々はボランティアは、絶対に事故・違反を起こさないよう肝に命じてガンバツて行きます。

濱野 勇

八幡事業所

福祉有償運送について濱田係長の講習の内容は、内輪の話をいれてわかりやすく話して下さった。省令の改正が利用者の為になるような改正であれば良いが・・安全運転・道路交通法改正についての秋吉係長の講習は受けた時は交通事故は恐ろしいと思うのだが時が立つとすぐに忘れてしまいます。安全第一の運転を行なわない、と思つてます。

久野留美

八幡事業所

法律の改正に伴つて研修、講習会参加の義務が増えてくると思いますが、命を預かっているボランティア活動なので仕方ない事だと思いましたが。安全運転を心がけたいと思えました。

瀬戸 弘

小倉事業所

福祉有償運送の仕組みが良く理解できました。「さわやか」におかれまして、申請手続きから許可が下りるまで大変なご苦勞があった事に対し感謝申し上げます。交通事故を起こすのは、一寸した心のゆるみと、注意力を失った時をというのを再認識しました。自分が高齢者であることを常に忘れないようにして運転したいと思えます。本日は、大変、有意義な講習を開催して頂きありがとうございます。

徳永定嗣

小倉事業所

去る七月九日に行われた学習会において、日ごろ特に関心の高い交通安全の問題について、いろいろお話を伺った中で、自分なりに考えたことを述べてみたい。「さわやか」に患者移送サービスのボランティアとして応募したときから、いかに交通事故を起こさずに安全に患者さんを移送し続けることができるかが、最大の関心事であり、最大の心配事であった。それは、今でも変わらない。飲酒・スピードオーバー、わき見、居眠りの防止は言わずもがな、十分な車間距離の確保、急ブレーキの回避、ウインカーの早めの点灯、できるだけ狭い路地は通らない、等々考えられる安全対策は実行している。最近では患者さんにもシートベルトの着用をお願いしている。

おかげさまでこれまでの約十年間何とか無事故が続けている。ところが今回の学習会の中で見た交通安全のビデオによれば、高齢者の事故率は高く、運動能力、反射神経、動体視力の低下によりもたらされる場合が多く、由々しき問題である。よく言われていることとで、特に目新しい事柄ではないが、改めて言われてみると高齢者集団に突入している我々としては、個人差の問題もあるが、もう一度安全対策を考え直す必要がありはしないか。市社会福祉係長の講義の中で福祉有償運送に対する国土交通省の省令改正が検討されている、その中に国土交通大臣が認定する研修を受講することが定められるとのことである。私はこの研修の中に車両の運転や、介護の技術のみならず、運転の適正検査の要素を織り込んで実施されたいかがと提案する次第である。交通安全の問題は運転者個人の問題ではなく社会全体で取り組む問題であると思う。

